

JESCO による PCB 廃棄物処理事業終了直前の状況

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB 処理営業部

1. 概要

北九州、大阪及び豊田の 3 事業所での処理は終了しており、東京と北海道の 2 事業所が令和 8 年 3 月末をもって処理終了となり、これをもって中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO という）による高濃度 PCB 廃棄物の処理は終了する。

JESCO では、処理を行う 2 事業について環境省及び立地自治体（東京都及び江東区並びに北海道及び室蘭市）に協議・調整の上、事業エリアごとに登録期限及び中小企業者等軽減制度の申請期限を設定し、保管事業者や自治体等への周知を行った。

東京及び北海道事業エリアで保管されている高濃度 PCB 廃棄物については、PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、令和 5 年 4 月 1 日以降、「事業終了準備期間」を活用し処理を継続しているが、令和 7 年 10 月 15 日をもって JESCO への登録の受け付けを終了し、令和 7 年 10 月 31 日までに処理委託契約を締結した。

北九州、大阪及び豊田事業エリア内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物については、再度、北海道 PCB 処理事業所において受入れ、処理を行うこととなった（詳細は下記の 2. を参照）。そこで令和 7 年 4 月 1 日より当該廃棄物の JESCO への登録及び中小企業者等軽減制度の申請受付を再開し、令和 6 年 9 月の再開時と同様、保管者支援課西日本分室が窓口となり、管轄の自治体や地方環境事務所等と連携して保管事業者に対応し、廃棄物の確認を進め、令和 7 年 8 月 29 日をもって JESCO への登録の受け付けを終了し、処理を行うこととなる北海道 PCB 処理事業所（営業課）と連携して令和 7 年 9 月 30 日までに処理委託契約を締結した。

行政代執行は表 1 に示すとおり、保管事業者の不存在などの理由による行政代執行は、10 自治体（コンデンサー：13 台、保管容器：1 台、安定器等：630.66 kg）で実施され、申請等の手続きは終了しており、搬入は令和 7 年 12 月 26 日までに完了させる。

表 1 令和 7 年度の行政代執行実施状況（全国）

自治体	実施理由	コンデンサー (台)	保管容器 (本)	安定器等 (kg)
北海道	改善命令違反	—	—	547.60
茨城県	不存在	1	—	—
埼玉県	不存在	—	—	7.40
岐阜県	改善命令違反	1	—	—
静岡県	不存在	2	—	—
広島県	不存在	1	—	—
熊本県	不存在	—	—	3.45
宮崎県	不存在	3	1	—
鹿児島県	不存在	3	—	25.60
福山市	改善命令違反	2	—	46.61
計		13	1	630.66

すべての事業エリア内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物は、令和 7 年 12 月 26 日までに搬入を終え令和 7 年度末までに処理を完了し事業を終了する。

なお、各事業エリアにおける登録等の状況の詳細は、以下 3. 及び 4. のとおりである。

2. 北九州、大阪及び豊田事業エリアで新たに発見された高濃度 PCB 廃棄物の北海事業所での処理

令和 5 年度末に JESCO の北九州、大阪及び豊田各 PCB 処理事業所における処理事業を終了した。しかしながら、上記 3 事業エリアにおいては、その後も高濃度 PCB 廃棄物が新たに発見された。これらに対して北海道 PCB 処理事業所の処理計画に影響を与えないことを条件とし、以下に示すように第 1 期及び第 2 期の 2 期間において JESCO への登録を終了したものについて北海道 PCB 処理事業所に搬入し、令和 7 年度末までに処理することとした。

・ JESCO への登録の受付け期間

第 1 期：令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 13 日

第 2 期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 8 月 29 日

JESCO では、北九州、大阪及び豊田事業エリアという広範囲に分散する保管事業者の情報把握と円滑な処理を進めるため、本社営業部に保管者支援課西日本分室を設置し、関係者との連携の下で情報把握等に努めた。

3. 東京及び北海道事業エリアの登録等の状況

事業終了準備期間を活用した処理となった令和 5 年 4 月 1 日から JESCO への登録の最終期限となる令和 7 年 10 月 15 日までの北海道及び東京事業エリアの登録等の状況は下表のとおり。

表 2 東京及び北海道事業エリアの登録の状況

事業エリア	変圧器 (台)	コンデンサー (台)	PCB 油 (kg)	保管容器 (本)	安定器等 (t)	汚染物 (t)
東 京	6	528	5,591.28	74	75.46	10.46
北海道	16	412	—	9	63.03	4.58
東日本：計	22	940	5,591.28	83	138.49	15.04

行政代執行は表 3 に示すように、保管事業者が存在しないこと等を理由に 3 自治体（コンデンサー：1 台、安定器等：555 kg）で実施される（すべて搬入または契約済み）。

表 3 東京及び北海道エリアにおける令和 7 年度の行政代執行実施状況

自治体	実施理由	コンデンサー (台)	保管容器 (本)	安定器等 (kg)
北海道	改善命令違反	—	—	547.60
茨城県	不存在	1	—	—
埼玉県	不存在	—	—	7.40
東日本：計		1	0	555.00

4. 北九州、大阪及び豊田事業エリア（西日本）の登録等の状況

北海道 PCB 処理事業所での処理を再開し、JESCO への登録を再度始めて令和 7 年 4 月 1 日から登録の最終期限である令和 7 年 8 月 29 日までの北九州、大阪及び豊田事業エリアの登録等の状況は下表のとおり。

表 4 北九州、大阪及び豊田事業エリアにおける
R6. 9. 2～R7. 8. 29 までの登録の状況

事業エリア	変圧器 (台)	コンデンサー (台)	PCB 油 (kg)	保管容器 (本)	安定器等 (t)	汚染物 (t)
北九州	4	185	—	16	24.39	2.25
大 阪	—	287	—	86	21.24	1.40
豊 田	2	109	50.50	13	15.49	—
西日本：計	6	581	50.50	115	61.12	3.65

行政代執行は表 5 に示すように、保管事業者が存在しないこと等を理由に 7 自治体（コンデンサー：12 台、保管容器：1 台、安定器等：75.66 kg）で実施される（すべて搬入または契約済み）。

表 5 北九州、大阪及び豊田事業エリアにおける
令和 7 年度の行政代執行実施状況

自治体	実施理由	コンデンサー (台)	保管容器 (本)	安定器等 (kg)
岐阜県	改善命令違反	1		
静岡県	不存在	2		
広島県	不存在	1		
熊本県	不存在			3.45
宮崎県	不存在	3	1	
鹿児島県	不存在	3		25.60
福山市	改善命令違反	2		46.61
西日本：計		12	1	75.66

5. 各事業エリアでの新規登録事業場数の推移（令和7年10月末実績）

1) 変圧器・コンデンサー等

各事業エリアでは、処理の終盤を迎え、令和6年度は令和5年度と同程度か若干少ない件数となっていたが、令和7年度は、4月に北九州、大阪及び豊田事業エリアにおける新規登録を再開し、各関係機関では事業者に対して最終確認の要請を強化し、これにより登録数が増加した（図1）。

変圧器、コンデンサーに関する令和7年度中に登録のあった事業場数及び数量は、東京46件（変圧器：2台、コンデンサー：82台）、北海道：204件（変圧器：9台、コンデンサー：323台）。うち130件が北九州、大阪及び豊田事業エリアからのもの）となっている。

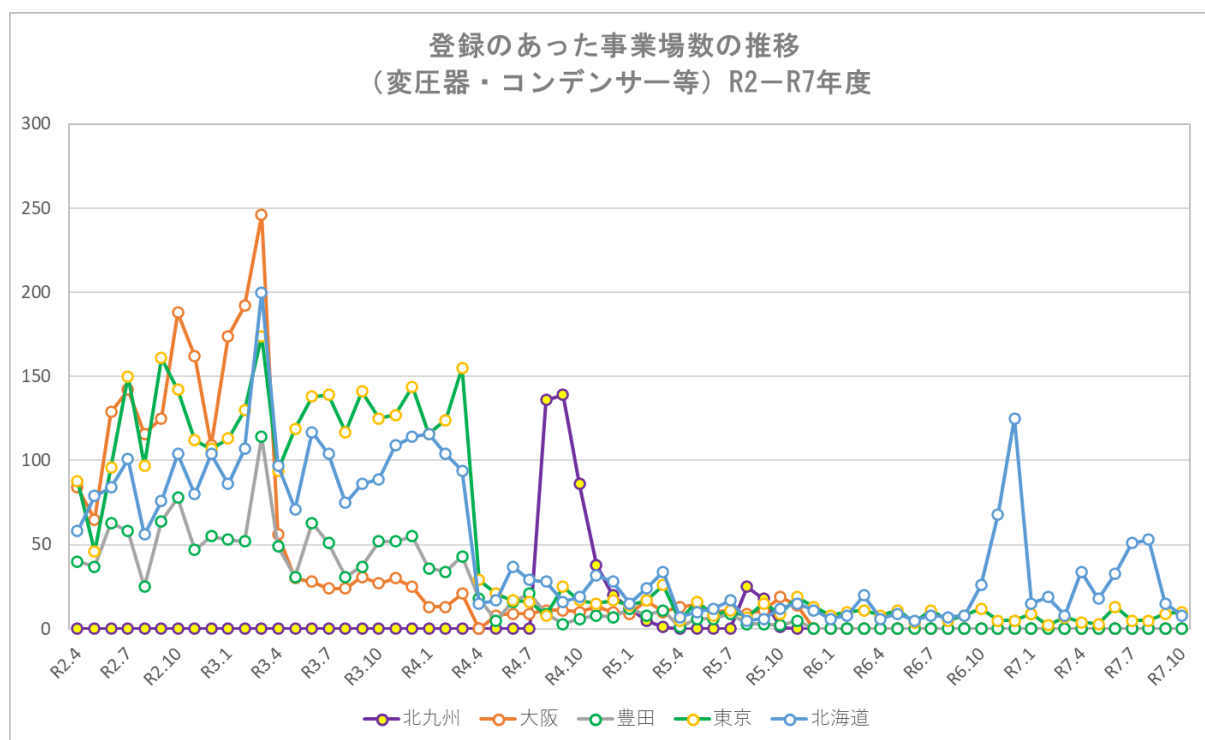


図1 各事業エリアの登録のあった事業場件数（変圧器・コンデンサー等）

※ 北九州事業エリアについては、計画的処理完了期限（H31.3）後、H31.4～R4.5は新規登録を受け付けていない。大阪及び豊田事業所での広域処理に向けた登録再開（R4.6）後、R4.6～7は保管現場での廃棄物確認や保管事業者への意向確認等の手続きは進めたが、新規登録は無し。また、R4.10～R5.3に設定した一回目の集中搬入期間終了後、R5.11～12に設定した二回目の集中搬入期間に向けて再度R5.8～9に新規登録を受け付けた

2) 安定器・汚染物等

安定器・汚染物等に関する令和7年度中に登録のあった事業場数、数量は北海道1,209件、80t（うち478件、32tが北九州、大阪及び豊田事業エリアの物に係るもの）。

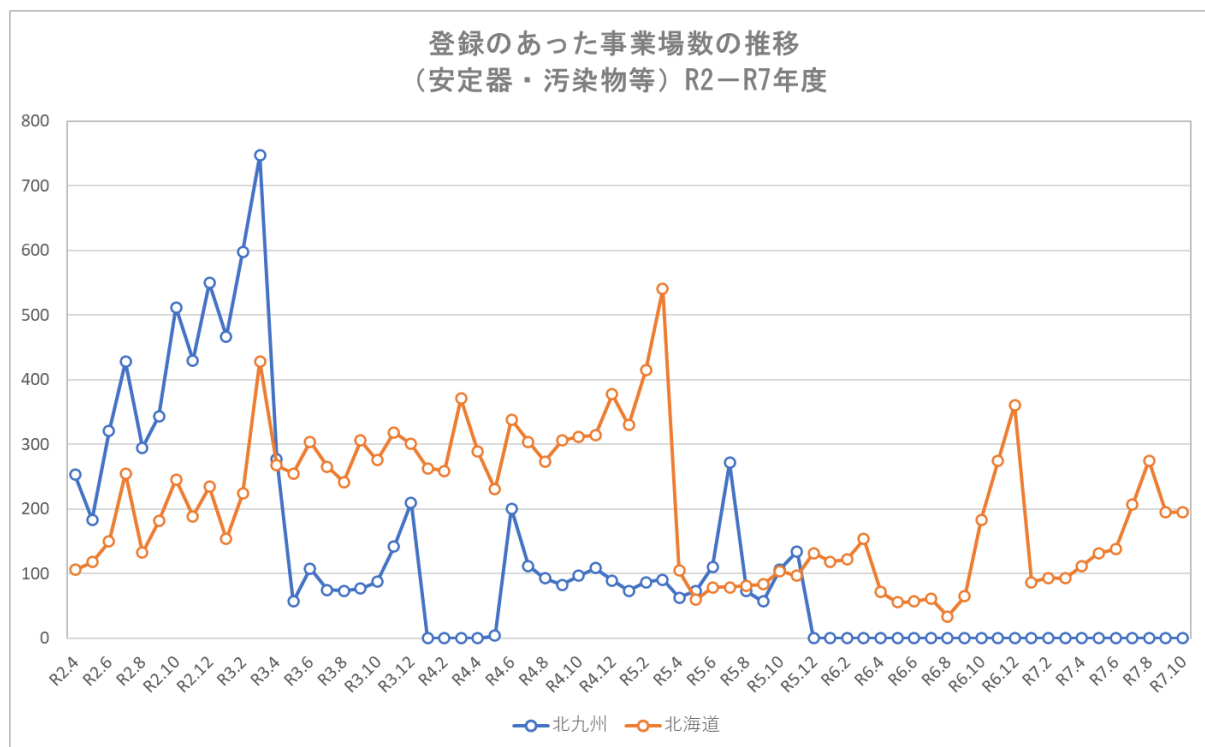


図2 北九州・北海道両施設での登録のあった事業場件数（安定器・汚染物等）

※ 北九州事業エリアについては、計画的処理完了期限末（R4.3）の到来に伴い、R4.1～4は新規登録を受け付けていない。その後、「事業終了準備期間を活用した処理」を行うとのPCB廃棄物処理基本計画の変更を受け、R4.5以降新規登録を再開した

※ R6.1以降、北九州事業エリアにおける処理の登録の受付は行っていない

6. 今後の対応

東京及び北海道PCB処理事業所での処理は、令和7年度末までの終了に向け、各事業エリアにおいて登録の受付け及び処理委託契約の締結を終了し、また、収集運搬事業者との契約締結も確認できている。今後は、令和7年12月までの確実な搬入を実施させ令和8年3月末までに処理完遂を成し遂げる。